

2026 年 2 月 20 日
一般財団法人小原流
事業部 会員支援課
TEL 03-5774-5845

2025 年度伝統文化こども教室（文化庁・小原流）の 事業報告書兼補助金申請書、文化庁採択事業報告書の提出について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、こども教室の事業報告書と補助金申請について下記の通りご案内いたします。

事業報告書は、現在実施されている教室の数を把握するため、小原流の補助金の対象・対象外にかかわらず、文化庁に申請している教室実施型の教室および申請していない教室のいずれについても、ご提出いただきたく存じます。お手数ですが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。書類はこども教室ホームページからダウンロードもできます。（下記 QR コードよりアクセス可能です）支部には 2 月 20 日付で郵送にてご案内しています。支部にご提出ください。次ページに記載されている QR コードからフォームでもご提出いただけます。フォームをご利用の場合はその旨、支部にご連絡ください。

また、小原流補助金の条件等につきましては、下記または裏面に詳細を記載しておりますので、あわせてご一読くださいますようお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、会員支援課までお問い合わせください。

敬具

小原流開催補助金および助成金の条件

- 文化庁に申請した結果、不採択または取下げとなった場合
- 教室開催回数が 5 回以上であること
- 受講回数 5 回以上の生徒が 10 人以上の場合：1 支部につき 50,000 円
- 受講回数 5 回以上の生徒が 10 人未満の場合：1 人につき 3,000 円

支部から小原流への提出期限

2026 年 4 月 10 日(金) 必着

※提出書類は次ページをご覧ください



こども教室
ホームページ

小原流への提出書類について

対象者	提出書類	小原流の 補助金・助成金
文化庁に申請していない教室	・ 事業報告書兼開催補助金等申請書	対象外
文化庁（統括実施型）で採択された教室		対象外
文化庁（教室実施型）で採択された教室	・ 文化庁採択「伝統文化親子教室」対象事業報告書	対象外
文化庁（統括実施型）で不採択または 取下げになった教室	・ 事業報告書兼開催補助金等申請書 ・ 参加者名簿	補助金申請可
文化庁（教室実施型）で不採択または 取下げになった教室	・ 事業報告書兼開催補助金等申請書 ・ 参加者名簿 ・ 不採択・取下げとなったことがわかる書類	補助金申請可

フォームで報告書を提出できます



文化庁採択(教室実施型)
事業報告書



事業報告書兼開催
補助金等申請書



名簿

名簿は記入または
入力の上、フォーム
にアップロードま
たは FAX、郵送し
てください

開催補助金および助成金は事業報告書および参加者名簿にて下記の基準を満たしていることを確認し、2026 年 4 月末または 5 月末ごろに支部の口座にお振込みいたします。

「小原流 伝統文化いけばなこども教室」について

1. 開催基準ならびに開催補助金等について

- a. 本書類に記載の基準に基づき、指導者個人ではなく支部全体として取組む事業を対象とします。
- b. 文化庁伝統文化親子教室事業に申請し、不採択または取下げとなった教室のうち、対象期間中、支部内すべての教室をあわせ（教室数問わず）5 回以上受講の生徒が 10 名以上となった場合に、事業終了後に一律金額（1 支部あたり 5 万円）を「開催補助金」としてお支払いいたします。
なお、参加生徒が 10 名に達しなかった場合は、受講回数 5 回以上の生徒の人数に応じ 1 名につき 3 千円の「こども教室助成金」をお支払いいたします。
- c. 文化庁「伝統文化親子教室」「放課後子供教室」「外部人材を活用した教育支援活動」事業に採択された教室は対象外となります。

2. 期間・回数

期 間：学校年度に合わせ原則・4 月開始～3 月終了とします。
回 数：開催回数は各教室任意。

ただし、受講回数 5 回以上の生徒が 1 支部あたり 10 名以上とする条件に達した場合のみ、「開催補助金」支払い対象とします。

3. 参加者

原則・幼稚園児及び小学校 1 ～ 6 年生のいけばな未経験者の生徒とします。
前年度までの「伝統文化いけばなこども教室」の修了生も対象としますが、習得レベルを均整化することで効率的な教室運営を図り、また小原流いけばな教室の将来を見据える観点より、過去の修了生については極力、専門教授者の教室生として移行いただくことを奨励します。修了生を自宅教室以外で指導する場合はサークル連盟への登録をご検討ください。（サークル連盟登録には規定がございます）

4. 開催場所

参加者の利便性及び費用面に留意して公民館・学校など公共施設のご利用をお勧めします。（学校の授業や総合学習の時間を利用した開催は対象外です。この場合は 学校連盟への登録をご検討ください。（学校連盟登録には規定がございます））

5. 選考について

申請のみ。（本部による選考はありません）